

前橋市児童文化センター事業コンセプト



「学び」と「遊び」の活動交流拠点として、
こどもたちの夢を育て可能性を広げる総合文化施設



前橋市児童文化センター条例

第1条 児童の科学及び文化芸術に対する理解と関心を高め、心身の健全な育成を図るため、本市に児童文化センターを設置する。

第3条 児童文化センターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 天文その他科学に関する相談及び指導に関すること。
- (2) 環境学習に関する相談及び指導に関すること。
- (3) 音楽、美術その他芸術に関する指導に関すること。
- (4) 文化的行事その他児童の文化活動に関すること。
- (5) 交通安全に関する指導に関すること。
- (6) 児童が行う体験活動を支援する市民の育成及び交流に関すること。

◎ 事業内容

教育機関としての機能と体験の場としての機能

学び		体験	
学校教育(幼児教育)の教育課程の実施		様々な体験活動の支援	
科学 自然 環境 芸術 文化 交通	・プラネタリウムを使った天文教室 ・親子天文教室	学校外の学習活動の支援 ・発明クラブ・宇宙クラブ等のクラブ活動 ・わくわく教室・夏季教室・科学教室等 ・市民天文教室 ・プラネタリウムのオリジナル番組投影と、職員の生解説 ・環境冒険隊・こども公園環境教室等	
	・環境教室 ・林間学校等での自然体験活動支援 ・学校での環境教育の支援	様々な体験活動の支援 ・宇宙・天文等に関する掲示、情報紙 ・ダジックアース ・環境に考慮した設備 ・水辺、むつみ川(ビオトープ)、身近な水の生き物を知るコーナー(わくわくアクア) ・環境展示(スペースeco等) ・公園教室等 ・わくわくチャレンジコーナーで学生と工作体験 ・発表会・コンサート ・ボランティア主催の教室 ・冒険遊びゾーンやクライミングウォールなどでの体験 ・ロボコンなど関係団体との連携事業等 ・わくわくプレイランドコーナー	
	・前橋市幼小中特別支援学校等図画作品展 ・中学校の部活動との連携	・造形教室、絵画教室等 ・合唱団、ジュニアオーケストラ、演劇クラブ等のクラブ活動	
	・交通学習ゾーンを使った自転車教室(小4、小6) ・歩行教室(幼・保)	・親子自転車乗り教室 ・おもしろ自転車体験	

